

公布された規則のあらまし

◇静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) うなぎ稚魚漁業に関する規定の適用を受けない期間を令和5年5月31日まで延長することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（附則第3項関係）
- (2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。